

四市複合事務組合監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

四市複合事務組合監査委員 中 村 章
同 勝 又 勝

監査対象部局	措置状況報告年月日
事務局管理係	令和3年1月13日
監査の結果	措置の内容
<p>③ 書類の整理状況</p> <ul style="list-style-type: none">四市複合事務組合財務規則第2条第4項の規定において準用する船橋市物品管理規則第13条では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、帳簿を備え、整理しなければならないとされているが、図書購入について、図書整理簿が備えられておらず、また支出命令伺書の立会人及び記帳確認の押印がなかった。	<ul style="list-style-type: none">本組合財務規則第2条第4項の規定において準用する船橋市物品管理規則第13条に記載のある図書整理簿については、これまでは規則の確認を怠っていたため備えていなかったが、現在は図書整理簿を備え、図書購入の際に作成する支出命令伺書の立会人及び記帳確認の押印を行っている。